**電子申請について**

　　経営事項審査を電子申請で行う場合の申請書作成における留意点等を記載したものです。

　審査基準等については、書面申請と同様ですので、**「経営事項審査申請の手引き」を確認の上、**

**電子申請を行ってください**。

＜電子申請システムについて＞

【建設業許可・経営事項審査電子申請システム（以下「JCIP」という。）】

（Japan Construction Industry electronic application Portal）

アドレス：https://prod.jcip.mlit.go.jp/TO/TO00001

　JCIPの操作方法等の詳細については、国土交通省作成の「建設業許可・経営事項審査電子申請システム（JCIP）操作マニュアル」のほか動画を確認してください。

○建設業許可・経営事項審査電子申請システム（JCIP）操作マニュアル【国土交通省ホームページ】

https://www1.mlit.go.jp/tochi\_fudousan\_kensetsugyo/const/tochi\_fudousan\_kensetsugyo\_const

\_tk1\_000001\_00019.html

○申請者向けシステム説明動画

【基　本　編】　https://youtu.be/K9hfkcJOuoc

【操　作　編】　https://youtu.be/oRipaKjtC7M

【代理申請編】　https://youtu.be/HCJ5\_FhgyR4

＜申請方法について＞

・JCIPのログインには、gＢizＩＤプライムのアカウントが必要です。

・JCIPにログイン後、ブラウザ上で申請書を作成し、確認書類をアップロードして申請してください。

・代理申請の委任状については、JCIP上で委任状を作成してください。

**※代理申請を行う場合は、申請者本人のgＢizＩＤプライムアカウントとは別に、代理人もgＢizＩＤプライムアカウントが必要です。**

**※gＢizＩＤアカウントの取得には、２～３週間を要します。**

＜申請書の作成等について＞

・JCIPにおいて、入力内容を自動的にチェックしています。**エラーが発生していると申請できません**のでエラーメッセージを確認し、エラーを解消してください。

　（よくあるエラー：完成工事高の合計が合わない、確認書類の添付漏れ　など）

・**補正がある場合には、JCIPから補正指示が通知されます**ので、申請後は小まめに通知をチェックしてください。通知に気づかずに**補正の対応が遅れた場合は、結果通知日が繰延になることがあります**。

**１．申請の流れ**

　　　　①　経営状況分析の申請・結果（申請者⇔登録経営状況分析機関）

　　　　②　申請システムの入力、確認書類の添付（申請者）

　　　　③　審査申請(申請者→熊本県)

※申請後、「確認待」となっていれば申請は到達しておりますので、県からの不備指摘または手数料納付をお待ちください。

　　　　　※また、申請到達が受付期間内に完了していれば、申請は受け付けられています。不備指摘や手数料納付指示が受付期間を過ぎても、結果通知書の発行が遅れることはありません。

　　　　④　申請書類の形式審査、受付、手数料納付指示の通知（熊本県）

　　　　⑤　審査申請手数料の納付(申請者)

　　　　⑥　手数料の納付確認後、申請書類の審査（熊本県）

　　　 （⑦　申請書類の不備等による補正指導（熊本県→申請者））

　　　　⑧　経営規模等評価結果通知書兼総合評定値通知書の**電子交付**

**２．経営規模等評価申請書等の提出について**

JCIPにて申請してください。提出書類については、提出書類一覧を確認してください。

**３．審査手数料の納付方法**

申請の形式審査・受付後にJCIPにて納付案内を行います。JCIPから出力した「はり付け欄」に熊本県収入証紙を貼り付け、次の宛先へ書留郵便で郵送してください。

　　　〒８６２－８５７０（県庁専用郵便番号：住所記載不要）

　　　熊本県土木部監理課建設業班

　　　　　（「経営事項審査申請書類在中」と明記してください）

**４．結果の通知**

経営規模等評価結果通知書兼総合評定値通知書は、**JCIP上での交付となります（電子交付）**。

**５．JCIPの入力などのお問い合わせ先**

入力方法などシステムに関しては、ヘルプデスクへお問い合わせください。

　　　建設業許可・経営事項審査電子申請システムヘルプデスク

　　　**電　話：０５７０－０３３－７３０（ナビダイヤル）**

**６．主な留意点等**

**（１）添付書類について**

　　　JCIPの申請画面において「必須」と表示されていなくても、該当する提出書類については必ず添付してください。

　　　特に、以下の書類は添付漏れが多く見られますので、ご留意ください。

　　　・貸借対照表及び損益計算書

　　　・直前３年の各事業年度における工事施工金額

　　　・審査対象事業年度の完成工事高に係る工事証明書類

　　　・前年度審査済の「工事種類別（元請）完成工事高」、「その他の審査項目（社会性等）」、「技術職員名簿」

**（２）常勤性及び雇用期間の確認について**

　　常勤性及び雇用期間を確認する書類については、技術職員・技術職員以外のCPD単位取得者・技能者・公認会計士等・二級登録経理試験合格者、それぞれの該当するカテゴリで対象者が記載されている書類を添付してください。

　　　１枚の確認書類に複数のカテゴリにわたって該当者が記載されている場合には、該当カテゴリごとに都度、添付してください。

　　　例：住民税特別徴収税額決定通知書に複数人記載されていて、その中に①技術職員、②技能者、③二級登録経理試験合格者がいる場合、計３か所で当該書類を添付する。

**（３）経営状況分析結果通知書**

経営状況分析は項番【20】において、認証キー（16桁）を入力することで、JCIPへ情報が取り込まれます。この場合、経営状況分析結果通知書の添付は不要です。

**（４）消費税納税証明書（その１）**

消費税の納税証明書は、「納税情報取得」機能により納税情報を取得できます（e-Tax認証が必要になります）。この場合、納税証明書の添付は不要です。

**（５）技術職員の資格等を証明する資料**

①　保有する資格を証明する書面

　　　前年からの申請内容の変更の有無に関わらず、前年度審査済の「技術職員名簿（別紙二）」（副本）を添付してください。

　②　技術検定の第二次検定の合格証明書

建設業法の技術検定（第二次検定）は資格番号を入力するとJCIPで自動的に資格の取得状況がチェックされます。この場合、前年から変更、新規の場合であっても、資格証の添付が不要になります。